

学校いじめ防止基本方針

尼崎市立琴ノ浦高等学校

平成 26 年 2 月策定

尼崎市立琴ノ浦高等学校いじめ防止基本方針

尼崎市立琴ノ浦高等学校

1 学校の方針

校訓「自律・創造・協力」の精神のもと、地域に根差した学校づくり、地域に貢献できる生徒の育成をめざしている。

そのために、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、地域に根差した学校づくりを実現するために地域と連携し、社会性や自己肯定感の育成を目的とした取り組みを実践している。特に体験教育の充実に努め、東日本大震災関連や地域清掃等のボランティア活動、地域の各種イベントへの参加、インターナンシップや幼児ふれあい体験などに取り組んでいる。

いじめ問題については、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を教職員が持ち、生徒一人一人の学校生活や家庭生活の状況を敏感に察知し、生徒の微妙な変化を見逃さない感性を高めている。そして全ての教職員が生徒とともに「いじめを絶対生まない学校づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、いじめ対応チームを中心として迅速に事案の解決にあたる。また、専門的知識及び経験を有する専門家や関係機関等にも連絡・相談する。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応し、必要があれば保護者説明会を開催する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校づくりをめざしている本校は、これまで積極的な情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員やPTA総会をはじめ、保護者懇談会、三者面談、家庭訪問などのあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心にP D C Aサイクルを導入する。

学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等についての生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめを絶対生まない」という強い意志と「いじめはどこにでも起こり得る」という確かな認識のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくために、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員一人ひとりが、いじめ問題を抱え込むことのないように、教員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

【組織図】

いじめ対応チーム

《構成員》

校長 教頭 生徒指導部長 生徒指導副部長 各学年主任 養護教諭

状況に応じて

- ・関係学級担任
- ・各学年生徒指導担当
- ・関係部活動顧問
- ・スクールカウンセラー
- ・学校医 等

- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・いじめ防止基本方針の見直し
- ・年間指導計画の作成・実施
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析

校内組織

- 特別支援委員会
- 人権委員会
- 特別指導委員会
- 1学年
- 2学年
- 3学年
- 4学年

保護者・地域との連携

- PTA
- 学校評議員
- 近隣警察署
- 少年サポートセンター
- 校区内学校（小・中・高）等

※いじめ対応チーム会議は、原則として学期に1～2回行う。

※いじめが発生した場合は即座に「緊急いじめ対応チーム会議」を召集する。

※ネットを利用したいじめへの対応。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子が残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかつたり、愛想笑いしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

●給食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 配膳、片付けをおしつける
- 他の子どもと離れて食べている
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつもごみ捨ての当番になっている
- 掃除をきぼることが多くなる
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 手や足にすり傷やあざがある
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 認められる場が少ない

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム会議① ・指導方針 ・年間指導計画作成 職員会議 ※1	・中学校との情報交換 ・校外学習（学級つくり） ・サイバー犯罪防止講演会	三者面談 ※3 生活実態調査
5月	事案発生時 緊急 いじめ 対応 チ ー ム 会 議 ※ 2		・保護者懇談会 ・授業参観
6月	いじめ対応チーム会議②		二者面談 ※4 いじめアンケート①
7月		・地域清掃活動 ・職員研修会 ・募金活動 ・中学校との情報交換	家庭訪問 ※5 いじめアンケート（保護者向け）
8月		・地域コミュニティー活動	↓
9月			二者面談
10月		・中学校との情報交換	二者面談
11月	いじめ対応チーム会議③	・地域行事参加	いじめアンケート②
12月		・募金活動	・保護者個人面談
1月		・職員研修 ・人権学習 ・地域行事参加	二者面談
2月	いじめ対応チーム会議④		いじめアンケート③
3月	↓	・募金活動 ・中学校との情報交換	

※1 職員会議：いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。

※2 緊急いじめ対応チーム会議：事案発生時には、いじめ対応チームによる会議の開催で対応する。

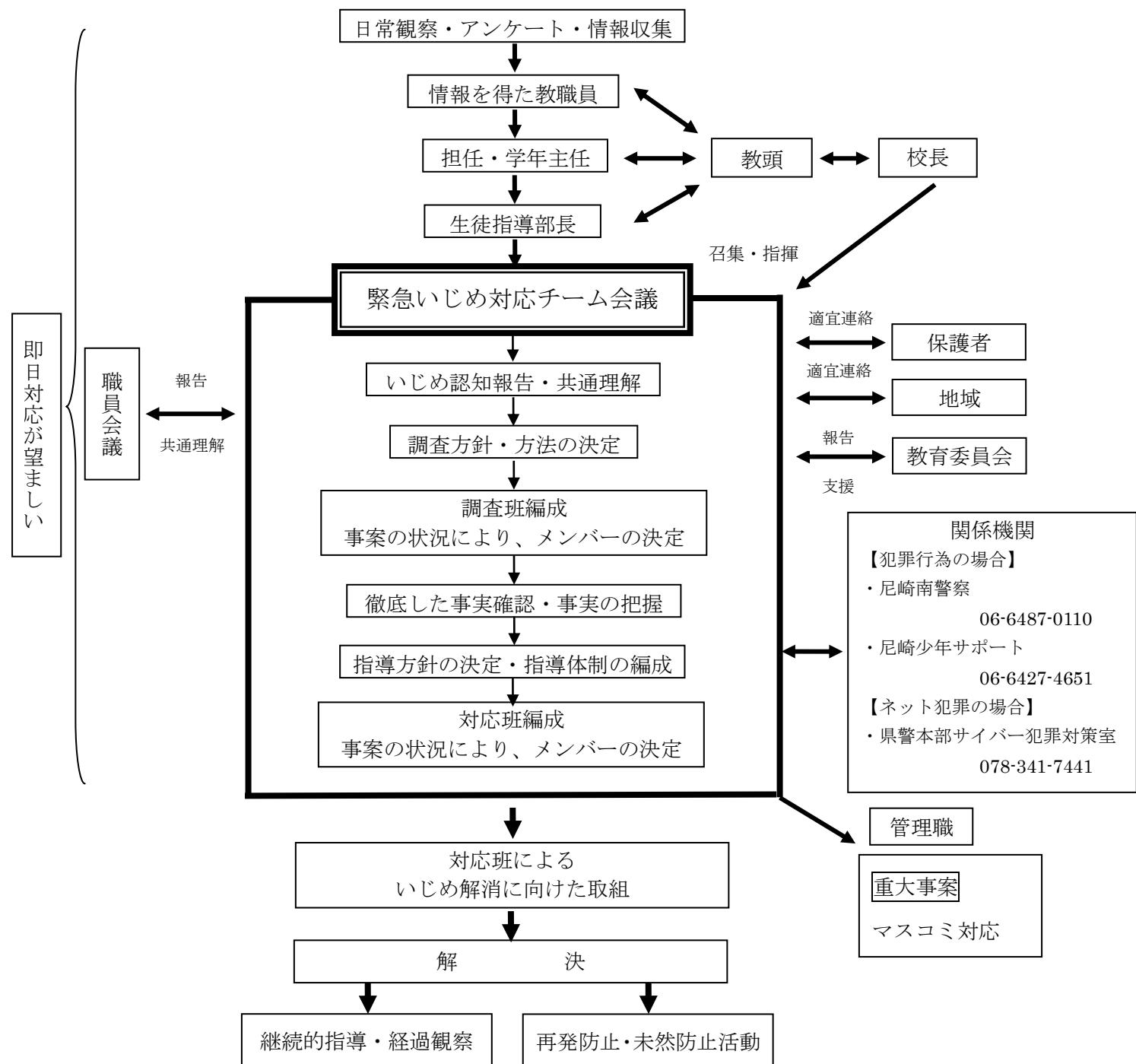
※3 三者面談：年度当初に担任、生徒、保護者と面談を実施し、生活状況把握やクラス内の生徒状況を把握する中で、いじめが起こっていないかどうか確認する。

※4 二者面談：各学期初めや各考査後に個人面談を実施し、クラス内の生徒状況を把握する中で、いじめが起こっていないかどうか確認する

※5 家庭訪問：家庭訪問時に保護者向けのいじめアンケートを実施し、家庭内での生徒の声を把握し、いじめが起こっていないかどうか確認する。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもと、全職員が組織的に対応する。



※いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事案）が発生した場合

- ・速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ・教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを發揮し、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ・事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会を実施する。
- ・マスコミ対応は管理職を窓口に、誠実な対応に努める。

- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認を行う。
- いじめへの対応については、いじめられた生徒・保護者的心配・不安を取り除き、いじめた生徒に対して理解できるような指導を行う。